

市営保育所の今後のあり方について
第1回 討議資料

目 次

I 京都市の保育行政の状況	…	1
II 国の保育制度見直しの動向	…	15
III 市営保育所と民間保育園の現状等		
1 保育所の状況	…	17
2 市営保育所の状況	…	23

(参考資料)

子ども・子育て新システムの基本制度案要綱

I 京都市の保育行政の状況

次世代育成支援に関係する様々な施策の中で、認可保育所を中心とした「保育サービス」は、主に就学前の乳幼児（産休あけから小学校就学まで）を対象に提供しており、保護者の就労支援や少子化対策の一端を担っているものである。

1 保育所の定義

保育所とは…

保育所は、両親が共働きしている等のため、保育に欠ける状態にある児童を、日々保護者の委託を受けて保育することを目的とする施設。

- 京都市内の保育所数 256箇所（市営31箇所、民営225箇所）
（平成22年4月現在） ※うち市営1箇所については休所中

認可外保育施設とは…

認可外保育施設とは、京都市の認可を受けていない保育施設を総称したもの。

- 京都市内の認可外保育施設数 36箇所
（平成22年3月末現在） ※届出対象施設のみ

昼間里親制度とは…

保育に欠ける乳児（産休明けから3歳未満、へき地においては小学校就学前まで）を、昼間、里親の自宅等において家庭的雰囲気の中で保育する昭和25年から実施している本市独自の制度。

- 昼間里親数 33人（平成22年4月現在）

(参考) 幼稚園とは…

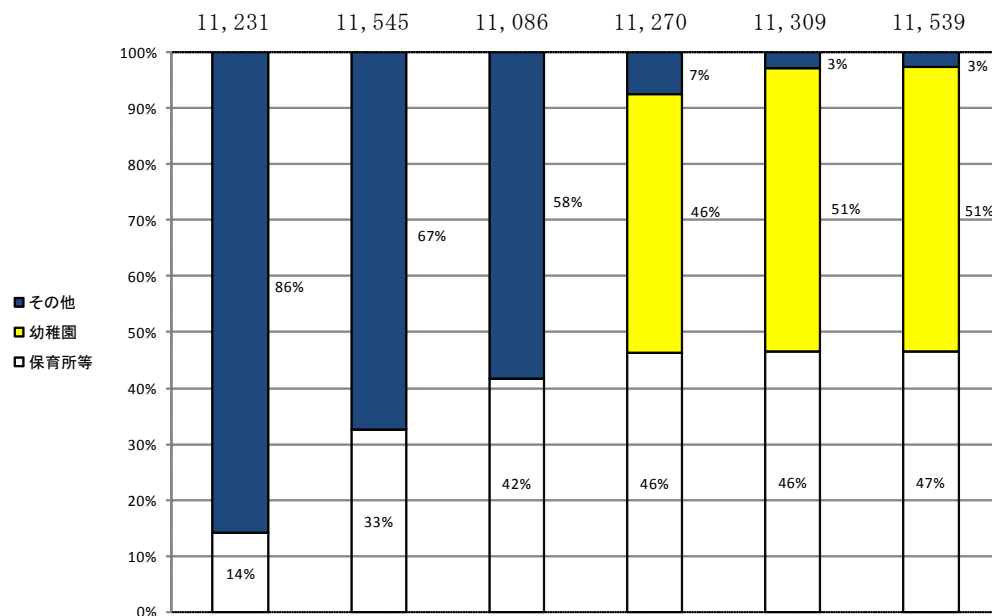
学校教育法第22条で規定された施設であり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とするものである。

対象は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児であり、保護者の就労支援を主とした福祉施策である保育所と異なり、入園に際し“保育に欠ける”要件は問われない。

【就学前児童の状況（平成21年度）】

（就学前児童数：67,980人）

（単位：人）



	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
その他	9,632	7,779	6,471	842	317	299
幼稚園	0	0	0	5,211	5,734	5,862
保育所等	1,599	3,766	4,615	5,217	5,258	5,378

※ 保育所等には昼間里親を含む。

※ 就学前児童数（住基人口）及び保育所等児童数は平成21年4月1日現在

※ 幼稚園児童数は、平成21年5月1日現在

※ その他は就学前児童数から保育所等・幼稚園児童数を差し引いた数

2 保育所の整備状況

保育所入所待機児童の解消を図るため、保育所整備・拡充を進めてきた結果、就学前児童数に対する定員の設置割合（36.2%）は、政令指定都市の中で二番目に高い状況にある（平成21年4月1日現在）。

しかしながら、保育需用が大幅に増加する中、一部の地域では待機児童の解消がなお課題となっている。このため、今後も地域の保育需要に応じた定員の調整、定員外入所、保育所の新設・定員増に努めていく必要がある。

【行政区別保育所設置状況】

（平成22年4月1日現在）

	北		上京		左京		中京		東山		山科		下京		南			
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員		
公設公営	3	240	2	160	4	355	3	230	2	110	1	120	2	160	6	420		
公設民営	社会福祉法人		0	0	0	0	1	90	0	0	0	0	0	0	0	0		
民設民営	社会福祉法人		17	1,710	10	1,005	19	1,625	9	930	4	450	18	2,340	4	390	19	1,405
	その他の法人		1	90	1	90	4	270	2	300	4	255	1	90	4	300	5	410
	個人		0	0	0	0	2	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	21	2,040	13	1,255	29	2,340	15	1,550	10	815	20	2,550	10	850	30	2,235		

	右京		西京		洛西 (別掲)		伏見		深草 (別掲)		醍醐 (別掲)		合計		割合			
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員		
公設公営	3	150	0	0	0	0	2	330	1	60	1	120	30	2,455	11.8%	10.0%		
公設民営	社会福祉法人		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	90	0.4%	0.4%		
民設民営	社会福祉法人		22	2,130	13	1,275	8	945	24	2,715	4	420	16	1,680	187	19,020	73.3%	77.6%
	その他の法人		4	330	2	120	0	0	3	240	1	120	0	0	32	2,615	12.5%	10.7%
	個人		1	60	1	75	0	0	1	120	0	0	5	345	2.0%	1.4%		
合計	30	2,670	16	1,470	8	945	30	3,405	6	600	17	1,800	255	24,525	100%	100%		

（定員数については、休所中の1箇所（右京区、公設公営）を除く。）

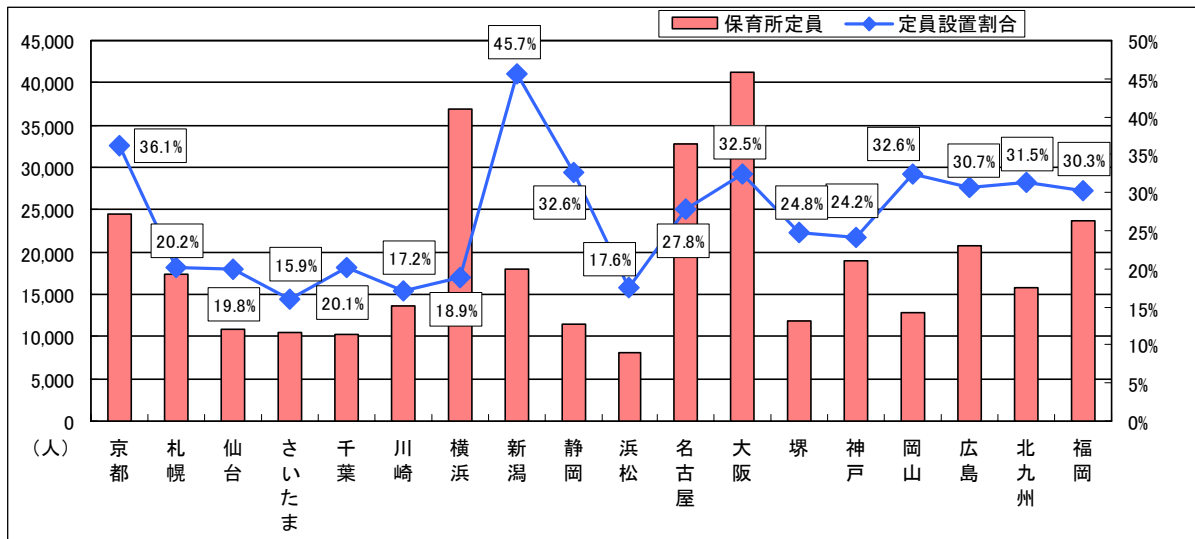
【保育所への入所状況】

（平成22年4月1日現在、単位：人）

	北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南	右京	西京	洛西 (別掲)	伏見	深草 (別掲)	醍醐 (別掲)	合計
公営	174	162	310	230	84	63	83	409	147	0	0	313	68	115	2,158
民営	2,116	1,236	2,308	1,389	778	2,742	792	1,978	2,769	1,609	986	3,396	626	1,730	24,455
合計	2,290	1,398	2,618	1,619	862	2,805	875	2,387	2,916	1,609	986	3,709	694	1,845	26,613
待機児	18	1	27	16	0	0	27	11	44	51	10	23	8	0	236

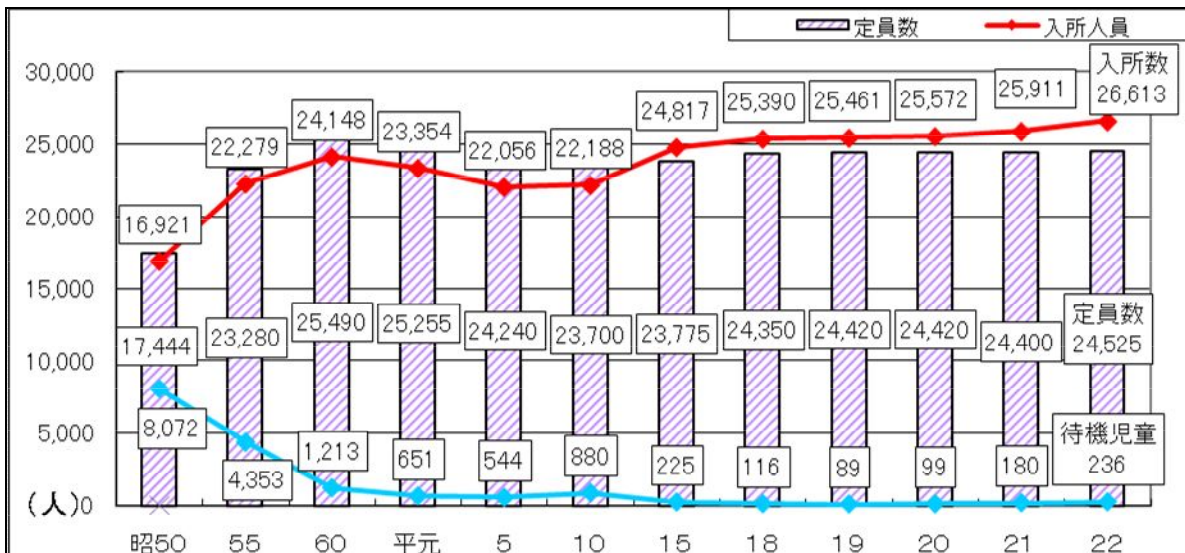
政令指定都市の設置状況

※ 平成21年4月1日現在



保育所入所状況等の推移

※ 各年度4月1日現在



【保育所への入所円滑化（定員外入所）】

保育所における保育の実施は、定員の範囲内で行うこととされているが、定員を超えて保育の実施が必要な児童が発生した場合に、最低基準等の基準を満たす範囲内で、地域において年度途中における受入体制を整えたうえで、定員を超えて保育の実施を行うことができるものとし、待機児童の解消に努めている。

【定員外入所の受入枠の上限】

	平成21年度まで		平成22年度から
年度当初	定員の15%	⇒	制限なし
年度途中	定員の25%		

3 多様な保育サービス

(1) 通常保育・特例保育・延長保育

本市における昼間保育所の通常保育時間は、8：30～17：00の8時間30分としているが、労働時間や周辺部の住宅開発による通勤距離の広がり等によって、通常の保育時間の範囲内では対応しきれないケースが増加してきている。

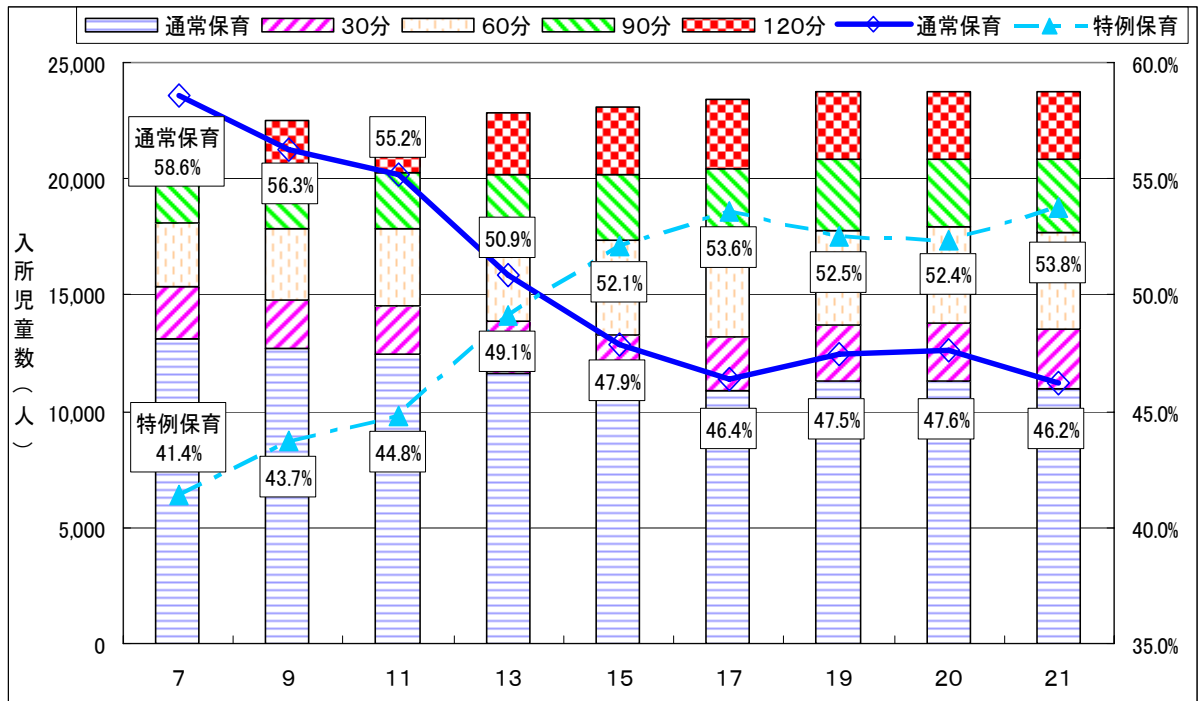
この実態に対応するとともに、児童の発達面での影響も考慮した結果、保護者等の就労実態及び生活実態によりやむを得ないと認められた場合、通常保育時間の前後1時間を延長した特例保育を昭和55年4月から実施している。

更に、11時間を超えて保育を行う延長保育を実施している。

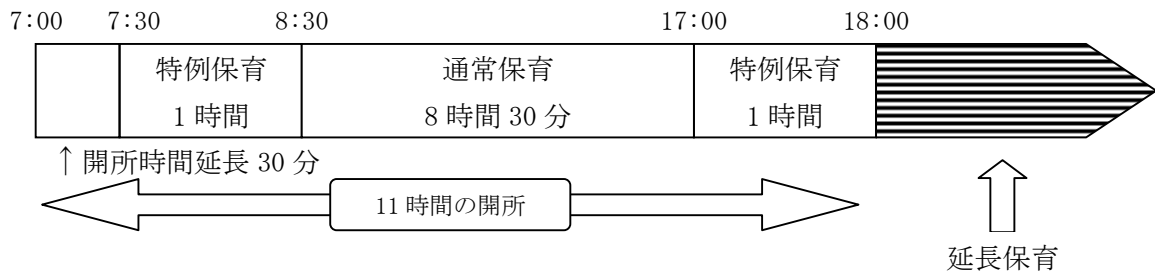
<延長保育実施箇所数> 22年3月末時点 実施箇所数179箇所

特例保育児童数の推移

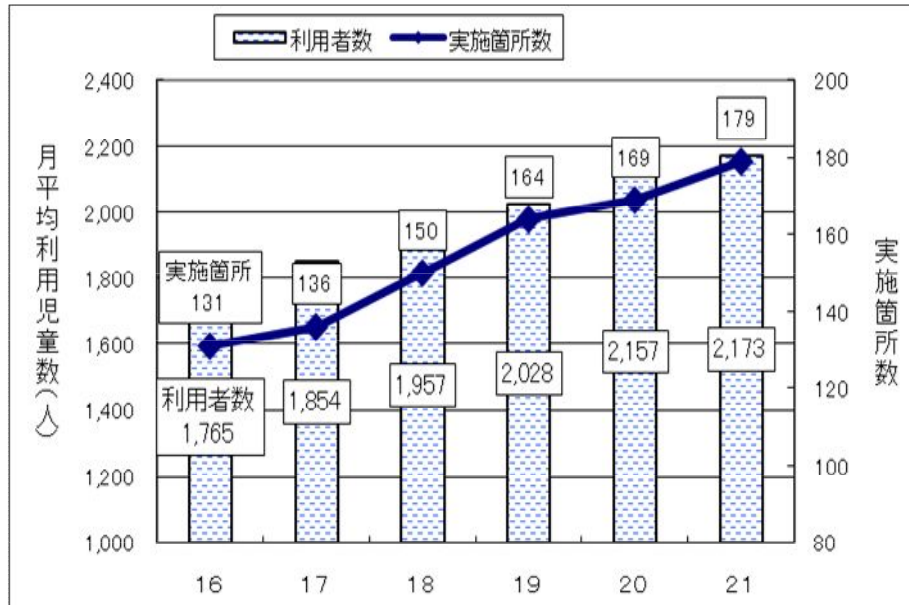
※ 各年度12月1日現在



【昼間保育所の開所時間の具体例】



延長保育の利用状況

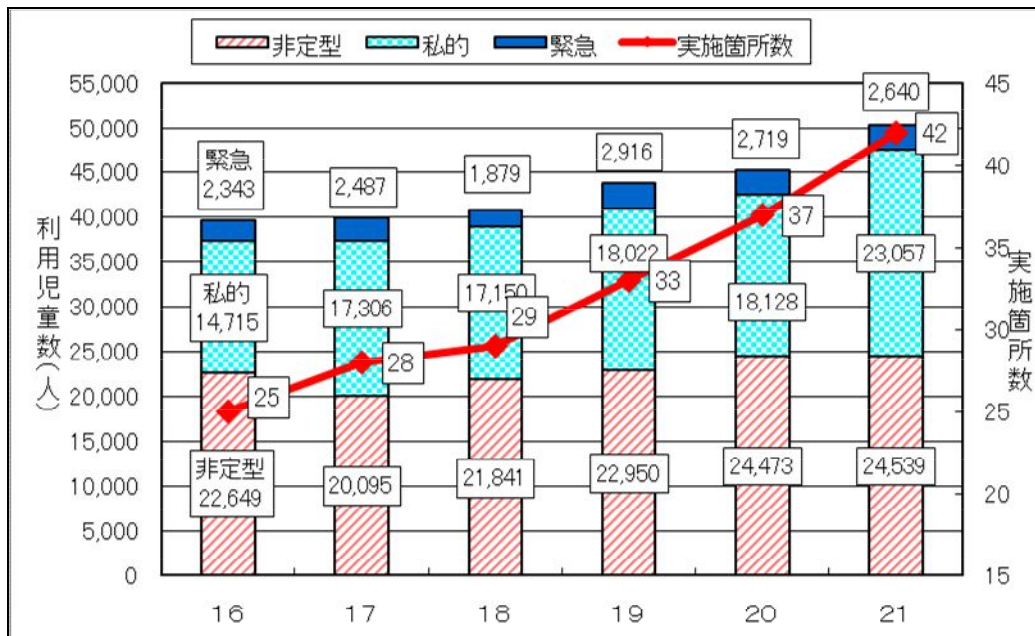


(2) 一時保育

保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育，保護者の傷病などによる緊急時の保育，保護者のリフレッシュを図るための一時的な保育など，様々な保育ニーズに対応するため，平成9年7月から実施している。

<実施箇所数> 22年3月末時点 実施箇所数 42箇所

一時保育の利用状況



(3) 休日保育

日曜・祝日等の保護者の就労等により、児童の保育が困難な場合に利用できる事業で、平成12年10月から実施している。実施日は、日曜・祝日及び12月29日、30日。

<実施箇所数> 22年3月末時点 実施箇所数5箇所

【利用実績】

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
開所日数	71日	67日	69日	68日	68日	69日
延べ利用児童数	1,091人	1,106人	1,536人	1,666人	1,969人	1,935人

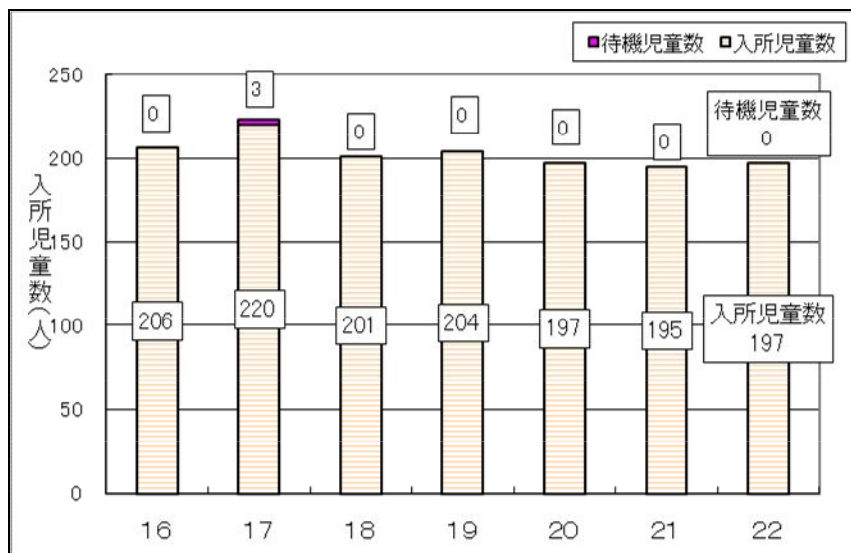
(4) 夜間保育

就労形態の多様化に伴う夜間保育需要の増加及びベビーホテル問題に対処するため、夜間、保護者の就労等のため保育に欠ける状態にある児童で保育所での受入れが真にやむを得ない児童について、昭和57年2月から夜間保育制度を実施している。(平成22年度：7箇所)

また、現在、通常保育時間(午前11時～午後10時)を延長(午前9時～午前11時)した保育を行っている。

夜間保育の利用状況

※ 各年度4月1日現在



(5) 障害児保育

本市では、肢体不自由、知的障害等の障害のある児童であって、保育に欠ける状態にあり保育所の集団生活が可能で入所に適する児童について、昭和52年度から保育所での受入れを行っている。

【障害児保育の状況】

(各年度3月1日現在)

種別 年度	保育所数	障害児保育 実施箇所数	入所児童数 ①	障害児数 ②	実施率 ②/①
17年度	253	193	26,613	741	2.8%
18年度	256	190	26,661	696	2.6%
19年度	256	200	26,980	695	2.6%
20年度	256	208	27,135	706	2.6%
21年度	256	196	27,401	886	3.2%

※障害児保育実施箇所数・障害児数は年間最大値

(6) 地域での子育て支援活動

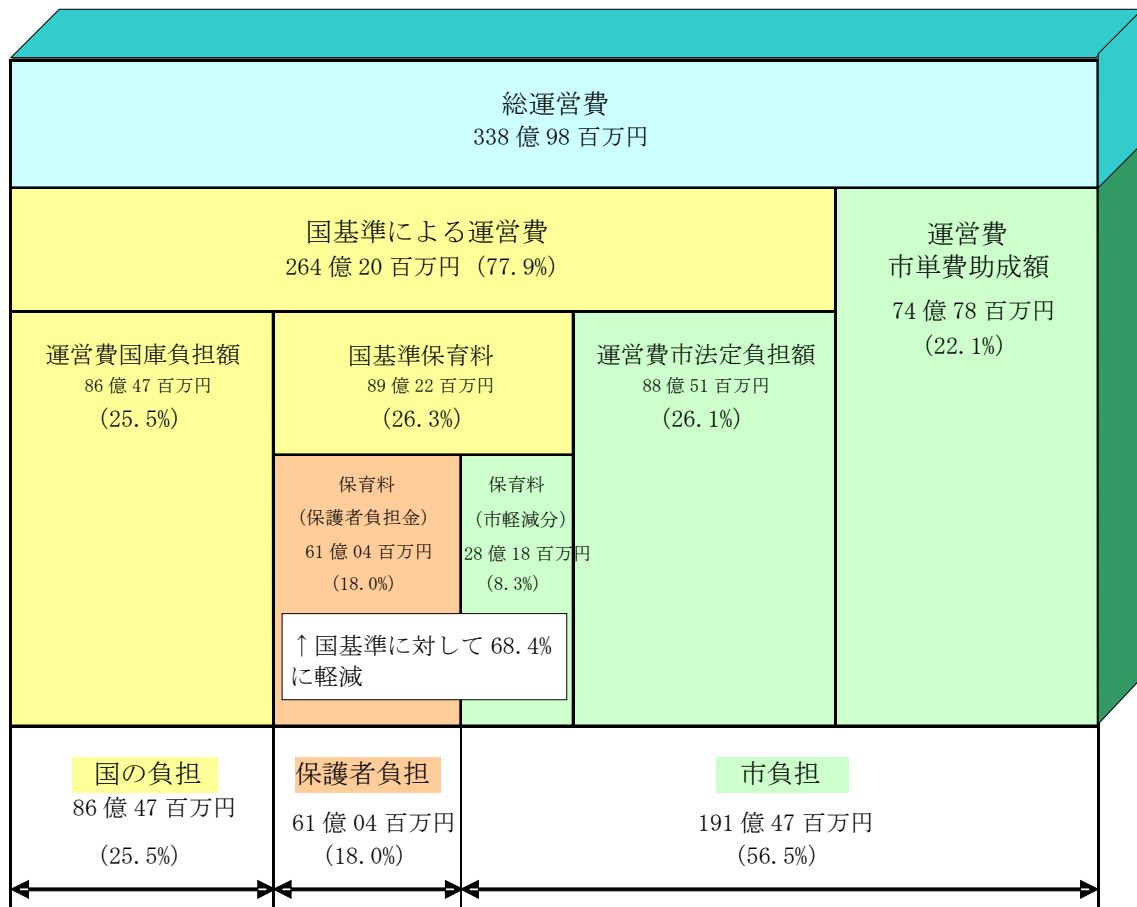
保育所における地域子育て支援事業については、子育てに関する専門機関として、児童館とともに身近な地域における相談・ネットワークの拠点として「地域子育て支援ステーション」を指定し、子育て相談や講座、関係機関とのネットワークづくりに取り組むなど、地域の需要に応じた幅広い活動を展開している。

○地域子育て支援ステーション

実施箇所数174箇所（うち保育所124箇所，平成21年度）

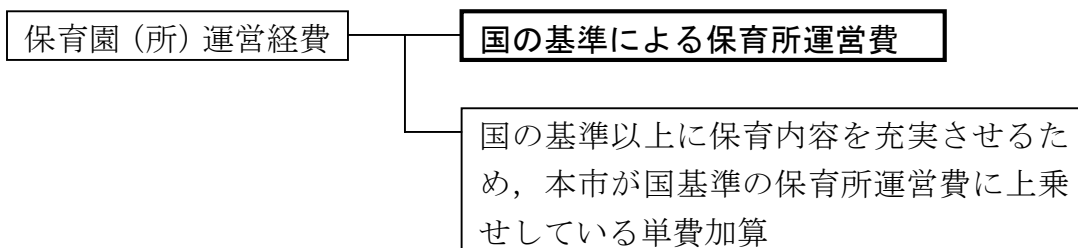
4 保育制度の財源構成

(1) 財源構成表 (平成22年度予算)



(2) 保育所運営費について (民間保育園の場合)

保育園(所)運営の経費については、大きく分けて次の2つの項目により賄われている。



ア 国の基準による保育所運営費の概要

国の基準による保育所運営費（以下、国基準運営費という。）とは、保育の実施を行うにあたり、入所児童の福祉を図るための運営費、すなわち入所児童の処遇費、職員の人件費及び施設の維持管理費を一括した呼称であり、厚生労働省令で定める「児童福祉施設最低基準を維持・充足させるために必要な経費」のこと。

（ア）保育単価制度

保育単価とは、保育所に入所した児童1人当たりの運営費の月額をいう。保育単価に各月初日の入所児童数を乗じて得た額を、運営費として各保育所に支弁している。その地域や定員規模、児童の年齢等に応じて全国的に統一的な保育単価を定め、保育所運営費の支弁基準としている。

（イ）保育単価の内容

a 事業費

（a）一般生活費

入所児童の給食に要する材料費（3才未満児については主食及び副食給食費、3歳以上児については副食給食費とする。）及び保育に直接必要な保育材料費、炊具食器費、光熱水費等

（b）児童用採暖費

入所児童の冬期採暖に要する経費（毎年10月から翌年3月まで）

b 人件費

入所児童の保育に必要なその保育園（所）の長、保育士、調理員その他職員の人件費

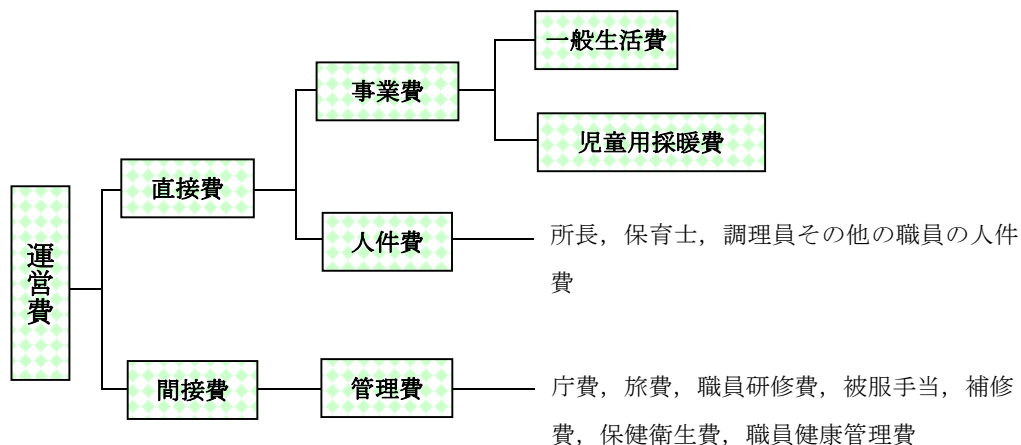
（参考）保育園（所）の保育士配置基準

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
国基準	3 : 1	6 : 1		20 : 1	30 : 1	
本市基準	3 : 1	5 : 1	6 : 1	15 : 1	20 : 1	25 : 1

※（例）国基準0歳 … 0歳児3人に対し保育士1人の配置が必要。

※本市では、国基準を上回る配置基準を設定している。

c 管理費
 保育所の管理に必要な経費



イ 保育所運営費に対する加算

保育所の事業の実施状況や職員状況により，国基準運営費（保育単価）に以下のような加算が行われる。

(ア) 民間施設給与等改善費（民間保育園のみ）

民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）は，公・私施設間の職員給与格差の是正などを目的としており，職員1人あたりの平均勤続年数によって，以下のとおり4区分に分けられ，区分毎に加算率が設定されている。

加算率の区分	職員1人あたりの平均勤続年数	内訳	
		人件費加算分	管理費加算分
12%加算分	10年以上	10%	2%
10%加算分	7年以上10年未満	8%	2%
8%加算分	4年以上7年未満	6%	2%
4%加算分	4年未満	2%	2%

(イ) その他の加算

- ・主任保育士の専任加算 等

ウ 保育所運営費の負担義務

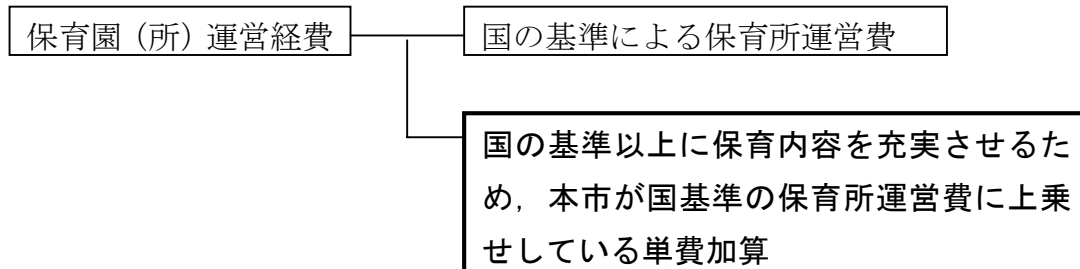
保育所の運営に係る経費については、国・地方自治体・保護者の三者で負担することとされている。国が精算基準として設定している保育所徴収基準額表に従い、保育所運営費の総額から保護者負担分を控除した額を国と地方自治体（指定都市及び中核市）においてそれぞれ1/2ずつ負担することとなる。以上を図示すると次のとおり。

保育所運営費総額（A）

国基準保育料（B） （保護者負担分）	国庫負担分 （A－Bの 1/2）	市負担分 （A－Bの 1/2）
-----------------------	------------------------	-----------------------

(3) 国基準運営費以外の本市単費事業

前述のとおり、保育園（所）運営の経費については、大きく分けて次の2つの項目により賄われている。



ア 国基準運営費以外の本市単費事業の概要

国基準運営費では、保育園（所）を運営するに当たり、最低限の経費が見込まれている。

しかしながら、保育の実施責任を持つ市町村として、国基準以上に、より良質で多様な保育サービスを提供するため、児童当たりの職員数を充実させるなどの児童処遇向上や給与改善などの職員処遇向上、さらには利用者の様々なニーズに対応した各種事業を実施する経費を国基準運営費に上乗せして本市が負担している。

主な分類は次のとおり

(ア) 本市が単独で費用負担するもの

(例) プール制に対する財政支援、職員の通勤手当助成等の各種助成費
障害児統合保育対策費、産休等代替職員費 など

(イ) 国が特定の事業を推進するために事業費の一部を国庫補助しているもの

(例) 延長保育事業、一時保育事業、休日保育事業

(ウ) 京都府が一部経費を補助しているもの（民間保育園のみ）

(例) 福祉施設人材確保・サービス向上補助金

(4) 保育所保育料について

ア 保育費用の徴収額（保育料）の性格

保育料は、市町村等が支弁した保育費用の一部を、市町村長等が本人又は扶養義務者から徴収する“負担金”の性格を持つ。

【児童福祉法第56条第3項】

『(略) 保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらのものから徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。』

イ 国基準保育料と市基準保育料

保育料は、保育を実施するために必要となる費用と扶養義務者から徴収した場合の家計への影響を考慮して、各市町村が定めることになっている。

(ア) 国基準保育料

国基準保育料（国が定めた保育料）は、本市において実際に扶養義務者から徴収するための基準ではなく、保育所運営費に対する国庫負担金算定のための精算基準として用いている。

(イ) 市基準保育料

市基準保育料は、本市が実際に扶養義務者から徴収する保育料である。本市では、国基準保育料に比べ本市の負担割合を大きくすることで、保護者にとっては、国基準保育料を大幅に下回る保育料を設定している。

(保育料の軽減状況)

	予算					決算	
	平成21年度		平成22年度		前年比	平成21年度	
	負担額(千円)	比率	負担額(千円)	比率		負担額(千円)	比率
国基準	8,407,425		8,921,807			8,742,939	
市基準	5,691,349	65.7%	6,103,832	68.4%	2.7%	5,761,265	65.9%
軽減額	2,716,076	34.3%	2,817,975	31.6%	△2.7%	2,981,674	34.1%

II 国の保育制度見直しの動向

1 少子化対策会議

少子化対策会議は平成15年9月に施行された少子化社会対策基本法により少子化社会対策を総合的に推進するために設置されたものであり、内閣総理大臣を会長とし、全閣僚が委員に任命されている。

具体的には、同会議において、少子化社会対策大綱の案の作成、少子化社会対策について必要な関係行政機関相互の調整並びに少子化社会対策に関する重要事項の審議及び少子化に対処するための施策の実施の推進が行われることとなっている。

平成22年1月29日開催の第9回少子化対策会議において、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うための「子ども・子育て新システム検討会議」を開催することとされ、平成22年6月25日の検討会議において、後述の「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定されている。

2 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」（平成22年6月25日「子ども・子育て新システム検討会議」決定）

- ・ 「すべての子どもへの良質な成育環境を保証し、子どもを大切にす
る社会」、「仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会」等
を目的とした新システムを構築するもの。
- ・ 子育てに関する施策と財源の一元化を実現し、社会全体で子ども・
子育てを支えることとしており、「国・地方・事業主・個人による費
用負担」や新システムを一元的に実施する「子ども家庭省（仮称）」
の創設に向けて検討していく。

基本設計

(1) 国と都道府県の役割

実施主体の市町村を重層的に支える仕組みを構築する。

(2) 市町村の権限と責務

市町村は、国や都道府県等と連携し、自由度を持って地域の実情に応じた給付を設計し、以下の責務で、住民にサービス・給付を提供する。

- ① 必要な子どもにサービス・給付を保証する責務

- ② 質の確保されたサービスの提供責務
 - ③ 適切なサービスの確実な利用を支援する責務
 - ④ サービスの費用・給付の支払い責務
 - ⑤ 計画的なサービス提供体制の確保，基盤の整備責務
- (3) 社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担
- 子育て関連の国庫補助負担金や労使拠出等からなる財源を一本化し，市町村に対して包括的に交付される仕組み（子ども・子育て包括交付金（仮称））を導入する（社会全体で支えるという理念に基づき，国・地方・事業主・個人がそれぞれ費用を負担）。
- (4) 子ども・子育て会議（仮称）の設置を検討
- 地方公共団体，子育て当事者，NPO等が政策プロセス等に関与することができる仕組みとして設置を検討する。
- (5) 新システム実施体制の一元化
- 新システムを一元的に実施する「子ども家庭省（仮称）」の創設を検討する。
- (6) 保育制度見直しのポイント
- ① 利用者と事業者との間の公的契約制度の導入
 - ② 保育に欠ける入所要件の撤廃
 - ③ 利用者補助方式（現金給付。事業者代理受領。）への転換
 - ④ 客観的基準による指定保育所制度の導入（認可保育所と並存）
 - ⑤ 施設整備補助のあり方の見直し
 - ⑥ 運営費の使途範囲及び会計基準の見直し
 - ⑦ 幼保一体化（仮称「こども園」）

Ⅲ 市営保育所と民間保育園の現状等

1 保育所の状況

(1) 京都市内の保育所一覧（市営31箇所、民営225箇所）

平成22年4月1日現在

区域	経営主体	保育所名	運営主体名称	定員	延長保育	一時保育	休日保育	ステーション
北	公営	京都市楽只保育所	京都市	110	⑨			⑩
		京都市楽只乳児保育所	京都市	70	⑨	⑪		
		京都市船岡乳児保育所	京都市	60				
	民営	旭ヶ丘保育園	社会福祉法人大宮会	90	⑯			
		紫野保育園	社会福祉法人京都社会福祉協会	90	⑭			
		待鳳保育園	社会福祉法人鳳福祉会	150	⑬			
		大徳寺保育園	宗教法人玉林院	90	⑰			⑭
		洛北幼児園	社会福祉法人洛北幼児園	60		⑮		⑫
		上総幼児園	社会福祉法人上総福祉会	90	21	21	21	⑩
		衣笠保育園	社会福祉法人大五京	150	⑥			⑪
		妙林苑	社会福祉法人妙林苑	120				⑬
		白い鳩保育園	社会福祉法人保健福祉の会	120	⑦			⑮
		洛陽保育園	社会福祉法人洛陽福祉会	90	⑯			⑳
		上賀茂保育園	社会福祉法人上賀茂福祉会	130	⑫			⑯
		さつき保育園	社会福祉法人京都さつき会	90	⑦	21		⑩
		のぞみ保育園	社会福祉法人京都ルーテル会	60				
		大宮保育園	社会福祉法人京都社会福祉協会	60	⑯			⑮
		柘野保育園	社会福祉法人柘野保育園	120				⑬
		鷹ヶ峯保育園	社会福祉法人鷹ヶ峯保育園	100	⑮			⑫
		たかつかさ保育園	社会福祉法人京都保育センター	130	⑤以前			⑮
妙秀保育園	社会福祉法人妙秀福祉会	60	⑭			⑮		
上京	公営	京都市室町乳児保育所	京都市	60	⑫	⑨		
		京都市鶴山保育所	京都市	100	⑨			⑫
	民営	北野保育園	社会福祉法人京都社会事業財団	150	⑯	⑰		⑪
		信愛保育園	社会福祉法人信愛保育園	150	⑮			⑩
		せいしん幼児園	社会福祉法人正親福祉会	245	⑤以前			⑫
		西陣和楽園	社会福祉法人西陣和楽園	90	⑮	⑯		⑯
		京都市上京保育所	宗教法人超勝院	90	⑰			⑰
		心月保育園	社会福祉法人衆善会	60				
		わかば園	社会福祉法人わかば園	130	⑤以前			⑩
		中立保育園	社会福祉法人花立かがやき会	90				⑬
		上京陵和園	社会福祉法人仁和波福祉会	30	⑰			
		第二わかば園（夜間）	社会福祉法人わかば園	30	⑥			
第二せいしん幼児園（夜間）	社会福祉法人正親福祉会	30	⑥					

区域	経営主体	保育所名	運営主体名称	定員	延長保育	一時保育	休日保育	ステーション	
左京	公営	京都市養正保育所	京都市	120	⑩			⑩	
		京都市養正乳児保育所	京都市	75	⑩				
		京都市修学院保育所	京都市	90	⑧			⑪	
		京都市錦林保育所	京都市	70		⑫		⑩	
	民営	ひまわり保育園	藤木 令二	60	⑬				
		松ヶ崎保育園	宗教法人涌泉寺	60	⑬				
		ベスタロッヂ保育園	宗教法人日本基督教団錦林教会	60					
		聖水保育園	社会福祉法人本願寺社会福祉事業センター	60	⑳				
		メグミ幼児園	宗教法人日本福音ルーテル京都教会	60	⑬				
		八瀬保育園	八瀬保育園評議会	30				⑳	
		だん王保育園	社会福祉法人だん王子供の家	120	⑤以前			⑩	
		岡崎幼児園	社会福祉法人平安徳義会	60				⑬	
		鞍馬山保育園	社会福祉法人鞍馬山正香苑	45				21	
		百万遍保育園	財団法人百萬遍厚生会	90					
		高野川保育園	社会福祉法人桜花学園	120		⑭		⑬	
		岩倉こひつじ保育園	社会福祉法人恵会	90		⑪		⑫	
		朱い実保育園	社会福祉法人樹々福祉会	120	⑤以前				
		一乗寺保育園	社会福祉法人さらら福祉会	90	⑰			⑩	
		風の子保育園	社会福祉法人樹々福祉会	90	⑤以前				
		市原野保育園	社会福祉法人幸の会	70	⑫				
		村松保育園	社会福祉法人平松の会	100				⑪	
		北白川いずみ保育園	社会福祉法人バプテスマめぐみ会	90				⑫	
		セヴァ子ども学園	社会福祉法人セヴァ福祉会	120	⑫			⑰	
		高野保育園	社会福祉法人京都社会福祉協会	120	⑫				
		葵保育園	社会福祉法人友尚福祉会	60	⑱				
		子どものその保育園	社会福祉法人光有福祉会	90					
		吉田山保育園	社会福祉法人京都社会福祉協会	60					
		聖護院保育園	社会福祉法人京都社会福祉協会	90	⑮				
		だん王夜間保育園（夜間）	社会福祉法人だん王子供の家	30	⑥				
		中京	公営	京都市壬生保育所	京都市	90		⑭	
	京都市朱雀乳児保育所			京都市	40				
	京都市聚楽保育所			京都市	100	⑧			⑫
	民営		二条保育園	社会福祉法人京都社会事業財団	90		⑮		⑳
			月かげ保育園	宗教法人竹林寺	180				
壬生寺保育園			宗教法人壬生寺	120					
六満保育園			社会福祉法人六満学園	150	⑤以前			⑩	
カトリック聖母保育園			社会福祉法人カトリック京都司教区カリス会	180	⑫			⑮	
円町隣保園			宗教法人日本フリーメソジスト京都西教会	60					
朱七保育所			社会福祉法人桧葉福祉会	60	⑤以前				
洛西保育園			社会福祉法人保健福祉の会	120	⑯				
朱七第二保育所			社会福祉法人桧葉福祉会	60	⑤以前				
朱一保育園			社会福祉法人たんぼ福祉会	180	⑤以前			⑭	
京都市御池保育所			社会福祉法人西京極保育福祉会	90	⑱	⑱	⑱	⑱	
六満こどもの家（夜間）	社会福祉法人六満学園	30	⑥						
東山	公営	京都市三条保育所	京都市	60				⑩	
		京都市三条乳児保育所	京都市	50		⑬			
	民営	昭和保育園	社会福祉法人京都社会事業財団	120	⑧			⑬	
		真覚寺保育園	宗教法人真覚寺	60	⑯	⑰		⑫	
		善立寺保育園	宗教法人善立寺	60	⑩			⑮	
		小松谷保育園	社会福祉法人小松谷福祉会	90	⑨			⑪	
		光保育園	宗教法人正伝永源院	45	⑬				
		東福寺保育園	宗教法人天得院	90	⑬	⑯		⑫	
		永興保育園	社会福祉法人永興福祉会	150	⑦	⑪			
愛友保育園	社会福祉法人愛友会	90	⑥			⑭			

区域	経営主体	保育所名	運営主体名称	定員	延長保育	一時保育	休日保育	ステーション
山科	公営	京都市鏡山保育所	京都市	120	⑩			
		西念寺保育園	社会福祉法人紫雲会	150		⑭		⑬
	民営	岩屋保育園	社会福祉法人岩屋福祉会	180	⑫			
		東野保育園	社会福祉法人白龍福祉会	180	⑨			
		万因寺保育園	社会福祉法人慈光会	150	⑲			⑲
		中臣保育園	宗教法人山科神社	90				
		山科保育園	社会福祉法人京都社会福祉協会	60	⑫			
		大宅保育園	社会福祉法人大宅保育園	250	⑧	⑩	⑬	⑩
		安朱保育園	社会福祉法人光寿福祉会	120				⑩
		西野山保育園	社会福祉法人わかき福祉会	120	⑤以前			
		勸修保育園	社会福祉法人京都社会福祉協会	90	⑭			
		こぼと保育園	社会福祉法人曙会	120	⑦			
		陵ヶ岡保育園	社会福祉法人鏡陵福祉会	180	⑩			⑭
		山階保育園	社会福祉法人京都社会福祉協会	120	⑫			⑫
		柳辻保育園	社会福祉法人柳辻福祉会	220	⑫	⑰		⑮
		さくら保育園	社会福祉法人常盤福祉会	150	⑬			
		永興小金塚保育園	社会福祉法人永興福祉会	90				⑫
		ももの木保育園	社会福祉法人京峰福祉会	70	⑫			⑪
		若林保育園	社会福祉法人若林福祉会	60	⑯			
		こぼと夜間保育園（夜間）	社会福祉法人曙会	30	⑥			
下京	公営	京都市崇仁第一保育所	京都市	90				⑩
		京都市崇仁第二保育所	京都市	70		⑩		
	民営	知真保育園	社会福祉法人乗誓福祉会	90	⑬			⑫
		たかせ保育園	宗教法人即現寺	60	⑬			⑮
		五条愛児園	社会福祉法人ナザレ会	90				
		光林保育園	社会福祉法人慶照福祉会	90				⑪
		大谷保育園	財団法人大谷婦人会財団	60	⑱			⑲
		たちばな保育園	宗教法人勝光寺	60	⑱	21		
下京保育所	財団法人京都市下京民生児童委員会	120	⑫			⑬		
西七条保育園	社会福祉法人名倉みどり会	120	⑦	⑳		⑩		
南	公営	九条保育所	京都市	60	⑯			
		京都市久世保育所	京都市	60				
		京都市南保育所	京都市	120	⑩	⑨		
		京都市吉祥院保育所	京都市	60				⑩
		京都市久世第二保育所	京都市	60				⑩
		京都市山ノ本保育所	京都市	60				⑩
		民営	上鳥羽保育園	社会福祉法人上鳥羽福祉会	60	⑱		
	吉祥院保育園		財団法人吉祥院保育園	120	⑭			
	京都市松ノ木保育所		社会福祉法人京都社会福祉協会	30	⑬			
	塔南保育園		社会福祉法人塔南保育園	60	⑱			
	東寺保育園		社会福祉法人東寺学園	90	⑬			
	隨林寺保育園		宗教法人隨林寺	90	⑯	⑮		⑫
	洛南幼児園		宗教法人日本基督教団洛南教会	50	⑬	⑳		
	法光院保育園		宗教法人誓願寺	90	⑧			⑪
	東和保育園		社会福祉法人東和保育園	60	⑯			
	唐橋保育園		宗教法人天理教姫京分教会	60				
	共栄保育園		社会福祉法人優応会	120	⑫			⑬
	希望の家カトリック保育園		社会福祉法人カトリック京都司教区カリス会	90	⑫			⑬
	久世西保育園		社会福祉法人久世福祉会	130	⑲			⑩
	あらぐさ保育園		社会福祉法人保健福祉の会	45	⑬			
	ひかり保育園		社会福祉法人南光会	60	⑨			
	石原保育園		社会福祉法人ゆうあい会	90	⑭			⑭
	久世南保育園		社会福祉法人久世南福祉会	90	⑱			
	久世築山保育園		社会福祉法人築山福祉会	90				
	祥南保育園		社会福祉法人あゆみ会	90	⑯			
	殿城保育園		社会福祉法人久世殿城福祉会	60				
	村山保育園	社会福祉法人京都社会福祉協会	60	⑳				
祥豊保育園	社会福祉法人京都社会福祉協会	90	21			⑱		
上久世保育園	社会福祉法人上久世福祉会	60						
みのり園（夜間）	社会福祉法人無量寿会	30	⑥					

区域	経営主体	保育所名	運営主体名称	定員	延長保育	一時保育	休日保育	ステーション
右京	民営	妙覚保育園	宗教法人教西寺	60	⑮			
		蜂ヶ岡保育園	社会福祉法人蜂ヶ岡保育園	150	⑧	21		⑫
		双丘保育園	宗教法人法金剛院	60				
		西本願寺保育園	社会福祉法人本願寺社会福祉事業センター	120	⑬			
		まこと幼児園	社会福祉法人覚勝福祉会	90	⑬			⑫
		太秦保育園	宗教法人西光寺	120		⑩		⑳
		ゆりかご保育園	社会福祉法人ゆりかご保育園	150	⑫			⑩
		若竹保育園	宗教法人曇華院	90				
		向上社保育園	社会福祉法人向上社	90	⑮			
		聖徳保育園	津田 優美子	60				
		山ノ内保育園	社会福祉法人京都民生会	90				⑰
		花園保育園	社会福祉法人光明福祉会	60				
		つわぶき園	社会福祉法人つわぶき園	130	⑲			⑩
		梅ノ宮乳児保育園	社会福祉法人梅ノ宮乳児保育園	70				
		富士保育園	社会福祉法人富士園	120				
		このしま保育園	社会福祉法人このしま保育園	90	21			
		うぐいす保育園	社会福祉法人うぐいす会	90	⑫	⑰		
		嵯峨野保育園	社会福祉法人梅ノ宮乳児保育園	90				
		安井保育園	社会福祉法人安井保育園	90				⑯
		西京極保育園	社会福祉法人西京極保育園福祉会	120	⑦			⑫
	御室保育園	社会福祉法人京都社会福祉協会	90	⑮				
	西院保育園	社会福祉法人すみれ会西院保育園	60	⑬			⑩	
	嵯峨こぼと保育園	社会福祉法人明照福祉会	50	⑯				
	ときわ保育園	社会福祉法人太秦ときわ福祉会	120					
	梅ノ宮保育園	社会福祉法人梅ノ宮乳児保育園	140				⑬	
	川勝寺保育園	社会福祉法人西京極福祉会	90	⑳				
富士夜間保育園（夜間）	社会福祉法人富士園	30	⑦					
公営	京都市ひかり保育所	京都市	30					
	京都市弓削保育所	京都市	60				⑰	
	京都市周山保育所	京都市	60					
	京都市細野保育所	京都市						
西京	民営	山田保育園	宗教法人西蓮寺	60				
		桂保育園	社会福祉法人京都基督教福祉会	105	⑪	⑳	21	⑩
		嵐山保育園	社会福祉法人嵐山福祉会	120				
		京都白百合保育園	社会福祉法人京都白百合保育園	150	⑤以前			⑬
		川岡保育園	宗教法人冷聲院	60				
		川島保育園	社会福祉法人桂川島児童センター	90	⑫	⑬		⑩
		西嶺保育園	小島 龍司	75	⑲			
		樫原保育園	社会福祉法人樫原福祉会	60	⑭	21		
		くすのき保育園	社会福祉法人くすのき福祉会	90				
		牛ヶ瀬保育園	社会福祉法人牛ヶ瀬福祉会	90	⑮			⑮
		つみき保育園	社会福祉法人つみき福祉会	150	⑯			⑩
		樫原ふじ保育園	社会福祉法人樫原ふじ福祉会	90	⑮			⑲
		桂東保育園	社会福祉法人桂朝日福祉会	90	⑪			
		みつばち保育園	社会福祉法人みつばち福祉会	90	⑬			⑯
かつらがわ保育園	社会福祉法人金嶺会	90	⑰					
こぐま上野保育園	社会福祉法人熊千代会	60	⑳					
洛西	民営	新林保育園	社会福祉法人京都社会福祉協会	120	⑩			
		さふらん保育園	社会福祉法人聖泉福祉会	140				
		大原野保育園	社会福祉法人大原野保育園	105	⑰	⑲		⑮
		福西保育園	社会福祉法人京都社会福祉協会	150				⑩
		竹の里保育園	社会福祉法人京都社会福祉協会	150	⑯			⑯
		上里竹の子保育園	社会福祉法人上里福祉会	90				
		京都市桂坂保育所	社会福祉法人京都社会福祉協会	90	⑪			⑫
		東桂坂保育園	社会福祉法人洛和福祉会	100	⑮	⑲		

区域	経営主体	保育所名	運営主体名称	定員	延長保育	一時保育	休日保育	ステーション
伏見	公営	京都市淀保育所	京都市	150	⑨			
		京都市改進黨保育所	京都市	180			⑫	⑩
	民営	桃嶺保育園	宗教法人善通寺	120				⑰
		向島保育園	社会福祉法人向島保育園	150	⑫			⑬
		世光保育園	社会福祉法人世光福祉会	150	⑰			
		伏見幼児園	道端 弘之	120	⑩			
		板橋保育園	宗教法人大黒寺	60				
		みどり保育園	社会福祉法人みどり福祉会	60	21			⑭
		住吉保育園	宗教法人受泉寺	60	⑰			
		住吉西保育園	社会福祉法人伏見住吉福祉会	90	⑭			
		横大路保育園	社会福祉法人横大路保育園	225	21			⑬
		下島羽保育園	社会福祉法人下島羽保育園	220	21			
		神川保育園	社会福祉法人神川保育園	210	21			⑫
		桃陵乳児保育園	社会福祉法人イエス団	90	⑮			⑩
		桃陵保育園	社会福祉法人イエス団	90	⑭			
		淀白鳥保育園	社会福祉法人淀福祉会	140	⑤以前	⑫		⑩
		城之内保育園	社会福祉法人京都社会福祉協会	90	⑲			⑫
		二の丸保育園	社会福祉法人二の丸保育園	180				
		野の百合保育園	社会福祉法人イエス団	90	22			⑩
		みぎわ保育園	社会福祉法人美樹和会	150	⑯			⑫
		第二あけぼの保育園	社会福祉法人曙福祉会	30	⑪	⑩		
		白菊保育園	社会福祉法人白菊福祉会	120	⑨	21		
		つばみ保育園	社会福祉法人愛敬福祉会	90	⑳			
		羽束師保育園	社会福祉法人桃嶺福祉会	90	21			⑪
		城南保育園	社会福祉法人京都社会福祉協会	90	⑬			⑱
	ピノキオ保育園	社会福祉法人九十九福祉会	90	⑮	⑳			
	城南第二保育園	社会福祉法人京都社会福祉協会	60	⑲				
たんぼぼ保育園	社会福祉法人久我の社福祉会	90				⑰		
まごころ保育園	社会福祉法人真心福祉会	60	21					
こが保育園	社会福祉法人向伸学園	60						
深草	公営	京都市砂川保育所	京都市	60	⑧			
	民営	西福寺幼児園	宗教法人西福寺	120				
		うづら保育園	社会福祉法人誠心福祉会	120	⑬	⑭		⑩
		稲荷保育園	社会福祉法人稲荷保育園	150	21			⑫
		墨染保育園	社会福祉法人京都社会福祉協会	60	⑭			⑭
深草保育園	社会福祉法人深草福祉会	90	⑲					
醍醐	公営	京都市辰巳保育所	京都市	120				⑩
	民営	醍醐保育園	社会福祉法人醍醐保育園	120				⑩
		誕生院保育園	社会福祉法人本願寺社会福祉事業センター	60	⑲			
		あけぼの保育園	社会福祉法人曙福祉会	180	⑩	⑯		⑰
		つくし保育園	社会福祉法人京都地の塩会	90	⑬			
		石田保育園	社会福祉法人京都社会福祉協会	60	⑱			
		光の子保育園	社会福祉法人京都地の塩会	90	⑪			⑯
		小栗栖保育園	社会福祉法人不動園	190	⑯			
		はなぶさ保育園	社会福祉法人志心福祉会	180	⑬			⑬
		くりのみ保育園	社会福祉法人京都保育センター	80	⑧			
		春日野園	社会福祉法人春日野園	90	⑲			⑳
		桜木保育園	社会福祉法人真友福祉会	90	⑧	⑪		⑫
		端山保育園	社会福祉法人端山園	90	⑪	⑲		⑯
		大受保育園	社会福祉法人紫山福祉会	120	⑫			
		中山保育園	社会福祉法人醍醐福祉会	90	⑲			
		桜木第二保育園	社会福祉法人真友福祉会	60				
かがやき保育園	社会福祉法人照真福祉会	90	⑧			⑩		
				24,525	180	42	5	124

(2) 区域別保育所の状況

平成22年4月1日現在

区域	経営主体	保育所定員	箇所数							延長保育		一時保育		休日保育		地域子育て支援ステーション	
			総数	乳児	率	幼児	率	併設	率	箇所数	実施率	箇所数	実施率	箇所数	実施率	箇所数	実施率
北	公営	240	3	2	66.7%	1	33.3%	0	0.0%	2	66.7%	1	33.3%			1	33.3%
	民営	1,800	18	0	0.0%	0	0.0%	18	100.0%	14	77.8%	3	16.7%	1	5.6%	14	77.8%
		2,040	21	2	9.5%	1	4.8%	18	85.7%	16	76.2%	4	19.0%	1	4.8%	15	71.4%
上京	公営	160	2	1	50.0%	0	0.0%	1	50.0%	2	100.0%	1	50.0%			1	50.0%
	民営	1,095	11	0	0.0%	0	0.0%	11	100.0%	9	81.8%	2	18.2%			7	63.6%
		1,255	13	1	7.7%	0	0.0%	12	92.3%	11	84.6%	3	23.1%			8	61.5%
左京	公営	355	4	1	25.0%	1	25.0%	2	50.0%	3	75.0%	1	25.0%			3	75.0%
	民営	1,985	25	0	0.0%	0	0.0%	25	100.0%	14	56.0%	2	8.0%			10	40.0%
		2,340	29	1	3.4%	1	3.4%	27	93.1%	17	58.6%	3	10.3%			13	44.8%
中京	公営	230	3	1	33.3%	0	0.0%	2	66.7%	1	33.3%	1	33.3%			2	66.7%
	民営	1,320	12	0	0.0%	0	0.0%	12	100.0%	8	66.7%	2	16.7%	1	8.3%	5	41.7%
		1,550	15	1	6.7%	0	0.0%	14	93.3%	9	60.0%	3	20.0%	1	6.7%	7	46.7%
東山	公営	110	2	1	50.0%	1	50.0%	0	0.0%		0.0%	1	50.0%			1	50.0%
	民営	705	8	0	0.0%	0	0.0%	8	100.0%	8	100.0%	3	37.5%			6	75.0%
		815	10	1	10.0%	1	10.0%	8	80.0%	8	80.0%	4	40.0%			7	70.0%
山科	公営	120	1	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%		0.0%				0.0%
	民営	2,430	19	1	5.3%	0	0.0%	18	94.7%	15	78.9%	3	15.8%	1	5.3%	9	47.4%
		2,550	20	1	5.0%	1	5.0%	18	90.0%	16	80.0%	3	15.0%	1	5.0%	9	45.0%
下京	公営	160	2	1	50.0%	1	50.0%	0	0.0%		0.0%	1	50.0%			1	50.0%
	民営	690	8	0	0.0%	0	0.0%	8	100.0%	6	75.0%	2	25.0%			6	75.0%
		850	10	1	10.0%	1	10.0%	8	80.0%	6	60.0%	3	30.0%			7	70.0%
南	公営	420	6	1	16.7%	1	16.7%	4	66.7%	2	33.3%	1	16.7%			3	50.0%
	民営	1,815	24	0	0.0%	0	0.0%	24	100.0%	20	83.3%	2	8.3%			7	29.2%
		2,235	30	1	3.3%	1	3.3%	28	93.3%	22	73.3%	3	10.0%			10	33.3%
右京	公営	150	3	0	0.0%	0	0.0%	3	100.0%		0.0%		0.0%			1	33.3%
	民営	2,520	27	2	7.4%	1	3.7%	24	88.9%	15	55.6%	3	11.1%			10	37.0%
		2,670	30	2	6.7%	1	3.3%	27	90.0%	15	50.0%	3	10.0%			11	36.7%
西京	民営	1,470	16	0	0.0%	0	0.0%	16	100.0%	12	75.0%	3	18.8%	1	6.3%	7	43.8%
		1,470	16	0	0.0%	0	0.0%	16	100.0%	12	75.0%	3	18.8%	1	6.3%	7	43.8%
洛西	民営	945	8	0	0.0%	0	0.0%	8	100.0%	5	62.5%	2	25.0%			4	50.0%
		945	8	0	0.0%	0	0.0%	8	100.0%	5	62.5%	2	25.0%			4	50.0%
伏見	公営	330	2	0	0.0%	0	0.0%	2	100.0%	1	50.0%		0.0%	1	50.0%	1	50.0%
	民営	3,075	28	2	7.1%	1	3.6%	25	89.3%	23	82.1%	4	14.3%			13	46.4%
		3,405	30	2	6.7%	1	3.3%	27	90.0%	24	80.0%	4	13.3%	1	3.3%	14	46.7%
深草	公営	60	1	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	1	100.0%		0.0%				0.0%
	民営	540	5	0	0.0%	0	0.0%	5	100.0%	4	80.0%	1	20.0%			3	60.0%
		600	6	0	0.0%	0	0.0%	6	100.0%	5	83.3%	1	16.7%			3	50.0%
醍醐	公営	120	1	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%		0.0%		0.0%			1	100.0%
	民営	1,680	16	0	0.0%	0	0.0%	16	100.0%	14	87.5%	3	18.8%			8	50.0%
		1,800	17	0	0.0%	0	0.0%	17	100.0%	14	82.4%	3	17.6%			9	52.9%
全市	公営	2,455	30	8	26.7%	6	20.0%	16	53.3%	13	43.3%	7	23.3%	1	3.3%	15	50.0%
	民営	22,070	225	5	2.2%	2	0.9%	218	96.9%	167	74.2%	35	15.6%	4	1.8%	109	48.4%
	計	24,525	255	13	5.1%	8	3.1%	234	91.8%	180	70.6%	42	16.5%	5	2.0%	124	48.6%
	対プラン									190	94.7%	42	100.0%	5	100.0%		

※右京区で休所中の公営保育所1箇所（細野保育所）は除く。

2 市営保育所の状況

(1) 市営保育所の現況（平成22年4月1日時点）

区	保育所名	住所	開設年	定員		
				合計	乳児	幼児
北	楽只保育所	紫野北花ノ坊町18	大正10年	110		110
	楽只乳児保育所	紫野花ノ坊町23	昭和44年	70	70	
	船岡乳児保育所	紫野下築山町20	昭和29年	60	60	
上	室町乳児保育所	新町通今出川上る元新在家町163-1	昭和15年	60	60	
	鶴山保育所	寺町通今出川上る5丁目鶴山町5-6	昭和29年	100	30	70
左	養正保育所	田中玄京町149	大正9年	120		120
	養正乳児保育所	田中玄京町151	昭和44年	75	75	
	修学院保育所	修学院犬塚町30-1	昭和30年	90	30	60
	錦林保育所	鹿ヶ谷高岸町3-2	大正13年	70	40	30
中	壬生保育所	西ノ京新建町1	大正13年	90	40	50
	朱雀乳児保育所	西ノ京西月光町19-1	昭和46年	40	40	
	聚楽保育所	聚楽廻松下町9-4	昭和55年	100	40	60
東	三条保育所	三条大橋東三丁目下る長光町621	大正8年	60		60
	三条乳児保育所	花見小路通古門前上る巽町467	昭和53年	50	50	
山	鏡山保育所	厨子奥苗代元町16-5	昭和29年	120		120
下	崇仁第一保育所	下之町6-3	大正9年	90		90
	崇仁第二保育所	下之町4-3	昭和45年	70	70	
南	九条保育所	西九条春日町49	昭和14年	60	30	30
	久世保育所	久世大築町50	昭和43年	60	60	
	久世第二保育所	久世大築町47-2	昭和48年	60		60
	南保育所	西九条南田町9	昭和44年	120	50	70
	吉祥院保育所	吉祥院菅原町22-1	昭和45年	60	30	30
	山ノ本保育所	上鳥羽山ノ本町61	昭和54年	60	20	40
右	ひかり保育所	京北井戸町丸山110	※平成17年度	30		30
	弓削保育所	京北下弓削町狭間谷6-1	※平成17年度	60		60
	周山保育所	京北五本松町西山24-3	※平成17年度	60		60
伏	淀保育所	淀下津町96	昭和27年	150	50	100
	改進保育所	竹田狩賀町153-1	大正15年	180	80	100
	辰巳保育所	醍醐外山街道町21-21	昭和32年	120	60	60
	砂川保育所	深草六反田町4-7	昭和14年	60	30	30

※ 平成17年 京北町合併により本市に転入

(2) 市営保育所の配置



(3) 市営保育所 開設年表

年	市営保育所開設 以前				
大正 3 年 (1914)	園部マキが、上京区丸太町日暮西入に、京都市初の「信愛保育園」を設置				
開設年	市営	設置理由・内容	備考		
大正 8 年 (1919)	三条	〔第 1 期〕・・・7 箇所 同和対策事業・貧困対策 として、市営託児所が 7 箇所設置される。	*大正 7 年、米騒動が起こる。 *大正 15 年、「幼稚園令」が制定され、幼稚園制 度が確立される。		
大正 9 年 (1920)	養正 崇仁				
大正 10 年 (1921)	楽只				
大正 13 年 (1924)	錦林 壬生				
大正 15 年 (1926)	改進				
昭和 14 年 (1939)	九条 辰巳	〔第 2 期〕・・・3 箇所 男子の兵役や軍事産業 への徴用と婦人労働力 の活用のため、銃後農繁 期託児所等を設置	*昭和初期に、市域の拡大とともに、(銃後) 農繁 期託児所を整備。昭和 12 年現在で、市内 31 箇所。 *昭和 13 年、国家総動員法制定		
昭和 15 年 (1940)	室町				
昭和 27 年 (1953)	淀	〔第 3 期〕・・・7 箇所 第 1 次ベビーブーム以 後(昭和 20 年代後半～ 昭和 30 年代前半)	*昭和 22 年、学校教育法公布。幼稚園は、「幼児 を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達 を助長することを目的とする」こととなる。また、 同年、児童福祉法制定され、保育所は、「日々保護 者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育する ことを目的とする」児童福祉施設として規定され、 「幼児二元化」が確立。 *昭和 23 年、京都市保育所条例公布。市営保育所 は 14 箇所、定員 1,380 名。 昭和 24 年:公民保育所 73 箇所→28 年:117 箇所 *昭和 23 年、京都保育園連盟が結成。 *昭和 24 年、京都府保育協会が設立。 *昭和 25 年、昼間里親制度を実施 *昭和 26 年、児童福祉法が改正され、保育所の対 象児を「保育に欠ける」児童に限定される。 *昭和 33 年、国において保育単価制が導入され、 全国画一的な保育単価が設定される。		
昭和 29 年 (1954)	船岡乳児 鶴山 鏡山				
昭和 30 年 (1955)	修学院				
昭和 32 年 (1957)	砂川				
昭和 38 年 (1963)	錦林乳児	〔第 4 期〕・・・2 1 箇所 第 2 次ベビーブーム及 びその後の時期(昭和 40 年代～昭和 50 年代前 半) 都市のドーナツ化現 象・共働き世帯の増加・ 核家族化の進行により 新興住宅が多い左京・東 山・山科・(右京・) 伏 見での入所難の高まり を受け、乳児保育所を中 心に設置。 *昭和 51 年 4 月、「保 育浪人」ピーク (9,183 人)	*昭和 40 年、京都市ではじめて公設民営方式を導 入し、上京保育所を設置する。 *昭和 44 年、市営 25、府営 3、民営 114 箇所 *昭和 47 年、オイルショック *保育所不足の問題が全国的にも深刻化する。昭 和 50 年には、無認可の保育施設が全国で 2,000 箇 所開設されていた。昭和 55 年から翌年にかけて、 乳幼児死亡事件が相次ぎ、ベビーホテルが大きな 社会問題となる。 *昭和 52 年、京都市で、障害児保育制度を実施 *民間保育園が多数開設される。 昭和 51 年・・・ 7 箇所 // 52 年・・・ 7 箇所 // 53 年・・・ 10 箇所 // 54 年・・・ 8 箇所 // 55 年・・・ 11 箇所 // 56 年・・・ 7 箇所 // 57 年・・・ 5 箇所 *昭和 63 年、公民保育所 264 箇所		
昭和 42 年 (1967)	壬生乳児 崇仁乳児				
昭和 43 年 (1968)	久世				
昭和 44 年 (1969)	南 養正乳児 楽只乳児				
昭和 45 年 (1970)	崇仁第二 吉祥院 改進乳児				
昭和 46 年 (1971)	辰巳乳児 朱雀乳児				
昭和 48 年 (1973)	久世第二				
昭和 50 年 (1975)	楽只第二				
昭和 51 年 (1976)	崇仁第三				
昭和 52 年 (1977)	改進第二乳児				
昭和 53 年 (1978)	三条乳児				
昭和 54 年 (1979)	山ノ本				
昭和 55 年 (1980)	聚楽				
平成 17 年 (2005)	ひかり 弓削 周山			京北町合併により編入	

現在存続している市営保育所(合併等を含む)のみ記載